

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

厚生労働省告示第四百六十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条の四第一項及び老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第五条の四第一項の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十四年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成十六年一月一日から適用する。

平成十五年十二月二十六日

厚生労働大臣 坂口 力

第三の十の次に次のように加える。

十一 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十四年厚生労働省告示第八十七号）に記載されている医薬品の薬事法に基づく承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係る投与に関する基準

(一) 当該保険医療機関において、当該医薬品の投与を適切に行うことのできる体制が整っているものとする。

(二) 当該診療は、患者への情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとする。

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

第六中「（平成十四年三月厚生労働省告示第八十七号）」を削る。